

大阪府環境影響評価審査会規則

平成十年三月三十日
大阪府規則第三十六号

（趣旨）

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審査会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第三条 審査会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第五条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第六条 審査会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

（報酬）

第七条 委員等の報酬の額は、日額一万八千円とする。

（費用弁償）

第八条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（庶務）

第九条 審査会の庶務は、環境農林水産部において行う。

（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第二四号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第七五号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第七二号）

この規則は、平成二四年四月一日から施行する

附 則（平成二八年規則第九三号）

この規則は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（令和八年規則第三三号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

大阪府環境影響評価審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府環境影響評価審査会規則（平成10年大阪府規則第36号。以下「規則」という。）第6条及び第10条の規定により、大阪府環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(部会の設置等)

第2条 審査会は、大阪府附属機関条例（昭和27年条例第39号）別表第1（第2条関係）に掲げる担任する事務についての調査審議に際して、専門分野ごとに必要な調査を分掌させるため、規則第6条の規定により別表に掲げる専門調査部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の委員は、審査会委員及び専門委員のうちから審査会会長が案件毎に指名する。

3 部会の会議は、審査会会長が招集する。

4 審査会会長は、事案に応じて部会を合同して招集することができる。

5 審査会会長は、部会を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由のある場合は、部会の委員から個別に意見を聴取することにより、部会の会議に代えることができる。

6 審査会会長は、必要に応じ、部会に関係者の出席を求めることができる。

(現地調査)

第3条 審査会は、担任する事務について、当該事業又は計画が予定される地域及びその周辺地域の状況等を調査するため、現地調査を行うことができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審査会会長が定める。

別表

	専門調査部会の種類	担当する環境項目等
1	大気・騒音専門調査部会	大気質、悪臭、気象、地球環境（温室効果ガス、オゾン層破壊物質）、騒音、振動、低周波音
2	水質・廃棄物専門調査部会	水質・底質、地下水、地盤沈下、土壌汚染、地象、水象、廃棄物、発生土
3	景観・文化財専門調査部会	景観（自然景観、歴史的・文化的景観、都市景観）、文化財
4	自然環境専門調査部会	陸域生態系、海域生態系、人と自然との触れ合い活動の場
5	事業計画専門調査部会	全般的事項（事業計画（目的、整備効果、施設の立地選定や規模等）、工事計画）、日照障害、電波障害、気候変動適応など

附則

この要綱は、平成 10 年 6 月 8 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 17 年 6 月 9 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 26 年 2 月 7 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 4 年 10 月 31 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 6 年 9 月 12 日から実施する。

大阪府環境影響評価審査会名簿

委員（令和6年9月1日～令和8年8月31日）

氏名	職名	専門分野	備考
石田 裕子	摂南大学理工学部教授	河川生態学	
魚島 純一	奈良大学文学部教授	文化財学・保存科学	
岡 絵理子	関西大学環境都市工学部教授	住環境学	
岡崎 純子	大阪教育大学特命研究員	植物分類学	
近藤 明	大阪大学名誉教授	環境工学	会長
島村 健	京都大学大学院法学研究科教授	公法学	
惣田 訓	立命館大学理工学部教授	水環境工学	会長代理
中田 真木子	近畿大学総合社会学部教授	大気環境学	
中谷 祐介	大阪大学大学院工学研究科准教授	環境水理学	
花嶋 温子	大阪産業大学建築・環境デザイン学部教授	廃棄物処理	
日置 和昭	大阪工業大学工学部教授	地盤工学	
吉田 準史	大阪工業大学工学部教授	振動工学・機械力学	
吉田 長裕	大阪公立大学大学院工学研究科准教授	交通工学	
渡辺 信久	大阪工業大学工学部教授	廃棄物工学	
和田 岳	大阪市立自然史博物館主任学芸員	鳥類	

（敬称略 五十音順）

専門委員（令和8年4月15日～令和8年8月31日）

氏名	職名	専門分野	備考
日下部 敬之	大阪府立環境農林水産総合研究所審議役	海域生物	

（敬称略）